

番号：140490

国名：セネガル

担当部署：人間開発部基礎教育第二課

案件名：教育環境改善プロジェクトフェーズ2（算数補助教材作成）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：算数補助教材作成
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年7月下旬から2015年9月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.55M/M、現地 5.0M/M、合計 5.55M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	第1次派遣	国内作業	第2次派遣	国内作業	第3次派遣	整理期間
3日	27日	2日	63日	2日	60日	4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月9日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は、
郵送（102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）
（いずれも提出期限時刻必着）

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領いたしかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等：

- ①類似業務の経験 40点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 14点
- ③語学力 16点
- ④その他学位、資格等 10点

(計100点)

類似業務	理数科教育に係る各種業務
対象国／類似地域	セネガル／全途上国
語学の種類	フランス語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要。

6. 業務の背景

セネガルは、「教育訓練開発計画(PDEF)」を2000年に策定し、同計画第2フェーズ文書(2005年～2007年)では、2011年までに初等教育総就学率96%及び初等教育修了率70%達成を目標とした。初等教育総就学率は67.2%(2000年)から93.9%(2011年)、初等教育修了率は47.3%(2005年)から66.5%(2011年)に改善したが、就学率は地域差が大きく、修了率は家事労働・教員の欠勤・通学距離等の児童の教育環境に大きく左右される。

2002年の大統領令により、教員・保護者・地域住民・児童からなる学校運営委員会(CGЕ)を各学校に設置することが定められた。同委員会が機能することにより、各地域・学校の抱える問題が主体的に発見され、自発的に解決されることが望まれた。しかしながら、適切なCGЕ委員が選定されない、学校活動計画の適切な策定方法が分からない等の問題から、CGЕが有効に機能するには至らなかった。

かかる背景から、JICAは2007年5月から2010年5月までルーガ州をパイロット州として、CGЕによる学校運営改善のモデル開発を目的とした技術協力プロジェクト「教育環境改善プロジェクト」を実施した。同プロジェクトによりCGЕが設立された小学校では、プロジェクト実施前と比較して総就学率が4.4%増加した他、初等教育修了資格試験の合格率が18%向上する等、アクセス及び質の改善が成果として確認されたことから、セネガル政府は我が国にCGЕモデルの全国普及を目指す第2フェーズの実施を要請した。

2010年5月の詳細計画策定調査における、セネガル国教育省との協議の結果、JICAはCGЕモデルの改善・確立と全国普及を目指す、技術協力プロジェクト「教育環境改善プロジェクトフェーズ2」(以下「本プロジェクト」)を2010年9月から2014年8月まで4年間の予定で開始した。本プロジェクトはセネガル国教育省ナショナルチーム(初等教育局及び教育企画改革局等の職員で構成)を主なカウンターパート(以下「C/P」)機関とし、現在、「チーフアドバイザー」、「業務調整/CGЕ能力強化」、「業務調整/CGЕモニタリング」の3名の日本人長期専門家を派遣中である。

2015年以降に向けたポストMDGs(ミレニアム開発目標)やポストEFA(万人のための教育)といった国

際的な議論の中でも基礎教育の質改善が重要視されており、セネガルにおいても基礎教育の質の向上への取り組みが強く望まれている。特に世界銀行による基礎教育の質向上を目的とした交付金配賦が開始されることからその有効事例の確立が急務とされている。

こうした状況を踏まえ、今般算数補助教材（算数ドリル、各種テスト）の試行的な導入をパイロット州にて実施することをセネガル政府と合意した。よって、本専門家は、教育の質向上に向けた CGE 活動の有効事例の確立を目的として、算数ドリルの作成及び活用にかかる活動を実施する予定である。

本業務は、上記の算数ドリルの作成・活用に向けて、教材作成ワークショップの開催、教材効果測定のための事前・中間・事後テストの準備及び教材活用に係る指導・支援を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトに派遣中のチーフアドバイザー専門家の総括の下、算数補助教材の完成に向けて、C/P が実施する活動を支援・指導する。

具体的担当事項は以下のとおりとする。

[算数補助教材作成]

(1) 国内準備期間(2014年7月下旬)

- ア プロジェクト関係資料（実施協議報告書、実施運営総括表、月例報告書、研修教材等）を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- イ 類似案件において JICA がニジェールにて現在試行中の算数ドリルを確認し、算数ドリルの構成、内容、及び活用状況を把握する。
- ウ 業務実施計画書(和文・仏文)を作成し JICA 人間開発部へ提出し、説明する。

(2) 第1次現地派遣期間(2014年7月下旬～8月下旬)

- ア 現地業務開始時に C/P 機関及び JICA セネガル事務所に業務実施計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また定期的に JICA セネガル事務所に対し進捗報告を行う。
- イ セネガルにおける児童の算数に係る学力に関する動向把握のため、カリキュラム（学習課程）、教科書、試験問題や試験結果など入手可能な情報を収集・分析する。
- ウ 現在、セネガルで実施中の「理数科教育改善プロジェクトフェーズ2」関係者との意見交換等を通じて、算数ドリルに関連する情報を収集・分析する。
- エ セネガルにおける算数ドリルの作成及び使用効果測定のための事前・中間・事後テストの実施に向け、国民教育省やパイロット2州の視学官などの C/P と実施方針を協議し、合意する。
- オ エの協議結果を踏まえ、算数ドリル及び事前・中間・事後テスト作成を目的とするワークショップ開催を支援し、算数ドリル、事前・中間・事後テストのドラフトを作成する。
- カ 事前・中間・事後テストの実施及び教材使用状況モニタリング調査の現地コンサルタント委託に向け、業務指示書（TOR）案作成を支援する。
- キ 現地業務完了に際し、C/P 機関及び JICA セネガル事務所に対し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(仏文)を作成、提出し、現地業務報告を行う。

(3) 国内作業期間(2014年8月下旬及び2015年1月中旬)

ア 第1次現地業務結果を、JICA 人間開発部へ報告する。

イ 第1次派遣活動を踏まえた業務実施計画書(和文、仏文)を作成し JICA 人間開発部へ提出し、説明する。

(4) 第2次現地派遣期間(2015年1月下旬～2015年4月上旬)

ア 現地業務開始時に C/P 機関及び JICA セネガル事務所に業務実施計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また定期的に JICA セネガル事務所に対し進捗報告を行う。

イ 現地コンサルタントの実施する算数ドリルの活用状況のモニタリングを支援する。

ウ 現地コンサルタントの実施する中間テストの実施を支援する。

エ 事前・中間テストの結果の分析を支援する。

オ イからエを踏まえ、算数ドリルの使用方法の改善点を整理する。

(5) 国内作業期間(2015年4月上旬及び2015年7月上旬)

ア 第2次現地業務結果を、JICA 人間開発部へ報告する。

イ 第2次派遣活動を踏まえた業務実施計画書(和文、仏文)を作成し JICA 人間開発部へ提出し、説明する。

(6) 第3次現地派遣期間(2015年7月上旬～2015年8月下旬)

ア 現地業務開始時に C/P 機関及び JICA セネガル事務所に業務実施計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また定期的に JICA セネガル事務所に対し進捗報告を行う。

イ 事前・中間・事後テストの実施結果の分析をとりまとめる。

ウ 現地コンサルタントが作成する事前・中間・事後テストの実施結果を基に算数ドリルの内容の精査・分析を行う。

エ 必要に応じてドリルの使用状況に関する学校レベルの調査など追加の情報収集を行う。

オ 国民教育省やパイロット2州の視学官などの C/P に対し、分析結果の共有及び算数ドリルの改訂・最終化に向けた提言を整理する。

カ オを踏まえた上で算数ドリルの改訂ワークショップおよび協議を行い、最終的な改訂内容に関して合意する。

キ イ～カの分析・協議結果に基づき算数ドリルの改訂及び最終化を支援する。

(7) 帰国後整理期間(2015年9月上旬)

ア 専門家業務完了報告書(和文)を JICA 人間開発部へ提出する。

イ 現地での業務結果につき帰国報告会を実施する。

8. 成果品等

(1) 業務実施計画書(全体、第2次派遣、第3次派遣)

仏文2部(C/P 機関、JICA セネガル事務所)

和文 2 部 (JICA 人間開発部、JICA セネガル事務所)

(2) 現地業務結果報告書 (第 1 次派遣、第 2 次派遣、第 3 次派遣)

仏文 2 部 (C/P 機関、JICA セネガル事務所)

和文 2 部 (JICA 人間開発部、JICA セネガル事務所)

(3) 専門家業務完了報告書 (作成した補助教材を含む)

和文 2 部 (JICA 人間開発部、JICA セネガル事務所)

また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICA 人間開発部に提出する。

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出する。

(4) 算数ドリル (案)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む (見積書に計上のこと)。

航空経路は、成田⇒ドバイ⇒ダカール⇒ドバイ⇒成田を標準とする。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は第 1 次派遣 2014 年 7 月 26 日～8 月 21 日、第 2 次派遣 2015 年 1 月 31 日～4 月 3 日、第 3 次派遣 2015 年 7 月 1 日～8 月 29 日を予定しているが、ある程度の日程調整は可能。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおり (本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

- ・ チーフアドバイザー (長期派遣専門家)
- ・ 業務調整／CGE 能力強化 (長期派遣専門家)
- ・ 業務調整／CGE モニタリング (長期派遣専門家)

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおり。

ア) 空港あるいは船着場までの送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供 (市外地域への移動を含む)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

教育省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部基礎教育第二課（TEL:03-5226-8322）にて閲覧が可能である。

・ニジェール国にて実施中の算数ドリル

②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されている。

・プロジェクト概要 (<http://www.jica.go.jp/project/senegal/001/outline/index.html>)

・プロジェクトマンスリーレポート

(<http://www.jica.go.jp/project/senegal/001/news/index.html>)

・実施協議報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=1000002757>)

・中間レビュー調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=10000011700>)

・基礎教育セクター情報収集・確認調査 国別基礎教育セクター分析報告書(セネガル)

(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000007330>)

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度のため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。

以上